

高知県肉用子牛価格安定資金造成事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第9条 [略]</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 2 この要綱は、令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成13年3月1日から施行する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成22年5月31日から施行する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成27年5月26日から施行する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。</p> <hr/> <p>別記第1～6号様式 [略]</p>	<p>第1条～第9条 [略]</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 2 この要綱は、平成32年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成13年3月1日から施行する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成22年5月31日から施行する。</p> <p>(附則) 1 この要綱は、平成27年5月26日から施行する。</p> <p>[新設]</p> <p>別記第1～6号様式 [略]</p>